

久住高原ゴルフ倶楽部会則

第一章 総則

【名称】

第1条 本倶楽部は、久住高原ゴルフ倶楽部(以下「倶楽部」という)と称する。

【目的】

第2条 本倶楽部は、くじゅう高原ゴルフ&ホテルリゾート株式会社(以下「会社」と称す)が、大分県竹田市久住町大字白丹地区に所有・経営するゴルフ場及びその付帯施設を利用して、会員の健康促進と親睦をはかるとともに、健全なゴルフの普及発達に努める社交機関とする。

第3条 本倶楽部の事務所は、ゴルフ場のクラブハウス内に置く。

第二章 会員

【会員の種類】

本倶楽部の会員は次のとおりとする。

第4条 1. 個人正会員・法人記名正会員・法人無記名会員

第5条 1. 正会員とは、個人、法人で所定の様式によって申込をなし、その入会を承認され、入会金又は名義書換料の払込みを完了した者とし、個人、法人会員共に記名者本人とする。
2. 法人無記名会員は法人名を登録し、利用者を特定しない無記名とする。
3. 1、2、ともに年会費を払っていることを条件とする。

【会員の資格】

第6条 1. 暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員との交友関係がないことの表明。
2. 入墨をしていないこと。
3. 過去5年間に破産宣告を受けたことがないこと。
4. 他のゴルフ場で除名処分を受けたことがないこと。
5. 倶楽部運営に支障がないと認められる者であること。
6. 本倶楽部に入会希望する者は、入会審査委員会の承認を得た後、入会金を支払わなければならない。
7. 前項の手続きを完了した者は、会員としての資格を取得する。

【入会金・名義所書換料・年会費】

- 第7条 1. 入会金、名義書換料及び年会費はいかなる場合にも、これを返還しない。
2. 入会金、名義書換料及び年会費はゴルフ場の裁量事項とする。

【会員資格の譲渡】

- 第8条 会員の資格は必要書類を提出し、承認があったときは別に定める名義書替料を譲受人が納入の上、これを名義変更することが出来る。但し、譲渡人又は前項指定名義人に、未納の諸料金(年会費を含む)があるときは、これを納付しなければ、名義変更の手続きは行わず、仮に名義変更後譲渡人の義務が残存する場合、譲渡人はこれを承継する。

【会員の権利】

- 第9条 1. 正会員、無記名会員は会社が定めた休業日を除く全ての開場時間内に、予約によりゴルフ場を利用することができる。
2. 会員は前項に定めるほか次の権利を有する。
- ① 倶楽部主催の競技会、その他の行事に参加すること。
 - ② 倶楽部の公式ハンディキャップの査定を受けること。
 - ③ 所定の条件で会員でない者(以下ゲストという)を紹介又は同伴すること。

【会員の義務】

- 第10条 1. 年会費を納入すること。
2. 所定の利用料金を納入すること。
3. 本会則その他倶楽部の諸規則を遵守し、理事会の決定事項に従うこと。
4. 倶楽部の名誉と品位を重んじ、倶楽部の秩序を乱し、又名誉を毀損する行為をしないこと。
5. ゴルフ場の利用に際し、他の利用者に危害を加え又迷惑を及ぼす行為をしないこと。
6. 本倶楽部に登録されている事項、住所、地位等に変更があったときには、速やかに届け出ること。
7. 同伴又は紹介するゲストの行為及び諸支払につき、連帯して責任を負うこと。

【会員資格の喪失】

第11条 会員は次の場合その資格を失う。

1. 退会。
2. 会員資格の譲渡。
3. 死亡。
4. 除名。
5. 会員たる法人の解散。
6. 年会費を2年間分支払わなかった時

【会員資格の相続】

- 第12条 1. 会員について相続が開始した場合は、所定の手続きによりゴルフ場が承認した者に限り被相続人たる会員の会員資格の相続人となることができる。
2. 前項の承認を受けた相続人は、会社に対し所定の手数料を納付しなければならない。
 3. 相続人は第1項及び第2項の手続きを完了する迄は、会社に対し会員資格の相続を対抗することができない。
 4. 相続人は、本会則の定めに基づく被相続人たる会員の権利義務の全てを承継する。
 5. 第1項及び第2項の手続きを行わないか、又は会社の承認が受けられなかった場合、相続人は被相続人である会員の死亡時における金銭債務のみを相続する。

【権利の停止・退会の勧告・除名】

第13条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議により戒告し又は一定期間会員の資格を停止あるいは除名することができる。

- ①10条の規定および11条その他の諸規則に違反したとき。
- ②会員名義を他に貸与したり、メンバーズカードを他人に貸与、譲渡したとき又は紛失したにも関わらず紛失届を提出しなかったとき。
- ③他人に自己の名称を詐称される行為があったとき。
- ④会員資格取得後、虚偽、詐欺、脅迫等によって取得したと認められる者や、会員資格を満たさなくなったとき。
- ⑤暴力団その他各都道府県公的機関において暴力的反社会的団体としてマークされている団体の関係者と認められるとき。その他公の秩序、善良な風俗を乱す恐れがあるとき、並びにその様なゲストを同伴又は紹介し、本倶楽部の会員名義変更に保証人等として協力したとき。
- ⑥会社において処分が妥当と認められたとき。

第三章 理事

【理事】

第14条 1. 本倶楽部は次の理事をおく。

2. 理事長1名、常任理事1名、理事若干名
3. 理事の任期は2カ年とする。但し再任をさまたげない。
4. 理事の欠員により就任した理事の任期は、前任者の残存期間とする。
5. 理事は全て名誉職で無報酬とする。
6. 理事はゴルフ場が任命する。

【理事長】

第15条 1. 理事長は理事の中から、会社が任命する。

2. 理事長は本倶楽部を代表し会務統括する。但し、理事長に差支えある代行させることができる。

【常任理事】

第16条 1. 常任理事は会社の代表取締役か代表取締役が指名する者がこれにあたる。

2. 常任理事は理事長に事故ある時は理事長の職務を代行する。

【理事及び理事会】

第17条 1. 理事会は会社が委嘱する。

2. 理事会は理事をもって構成し、本会則に定められた事項並びに倶楽部の運営上必要な事項を審議決定する。
3. 理事会は理事長が招集し議長となる。理事会の決議は、出席理事の過半数により決し可否同数のときは議長が決する。
4. 審議事項が急を要し理事会の招集が困難と認めた場合は理事長は書面審議を回付又は回覧をもって決議する事ができる。

第四章 倶楽部の運営

【委員及び委員会】

- 第18条 1. 委員会の役割は当倶楽部の目的を提案することとする。
2. 当倶楽部には次の委員会をおく。
- ①総務・ハウス委員会 ②競技・コース委員会
 - ③入会審査・ハンディキャップ委員会
3. 委員長及び委員は、理事会の推薦により正会員の中から理事長が任命する。
4. 委員の任期は2カ年とする。但し再任をさまたげない。
5. 委員の欠員により就任した委員の任期は、前任者の残存期間とする。
6. 委員会の決議事項の内、特に重要なものは理事会の承認を得て効力を生ずるものとする。
7. 各委員は全て名誉職で無報酬とする。

第五章 会計

【会計】

- 第19条 1. 本倶楽部の会計業務は、会社がこれを行う。
2. 倶楽部の収入及び資産、負債は全て会社に帰属し、会社はこれを運営維持及び施設整備、その他に充当する。
3. 本倶楽部の事業年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日で終わる。

第六章 付則

【会則及び細則】

- 第20条 1. 本会則の改廃は、理事会の決議を必要とする。改廃した場合、その改廃前に入会した会員にも適用する。
2. 本会則に定めない事項については、会社で決議して定める。
3. その必要な事項については細則を以って別にこれを定める。
- 第21条 理事会、委員会の発足以前における会務は、会社がこれを代行する。

第七章 雑則

- 第22条 本会則は、本ゴルフ場施設の正式開場日より施行する。

平成 8年12月 4日 制定
平成 9年 7月12日 施行
平成15年10月 1日 改訂
平成29年 4月 1日 改訂
令和 2年 6月 28日 改訂